

医療ベスト・ゴールド

無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)

重要事項説明書	2021年11月改訂
ご契約のしおり・約款 検索コード	039-20211102

上記コードは、当社ホームページから「ご契約のしおり・約款」をご確認いただき際に使用するコードです。

重要事項説明書(契約概要)

- 「重要事項説明書(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願ひいたします。
- 契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、[『ご契約のしおり・約款』](#)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 保険商品の特長としくみ

基本事項

正式名称	無解約返戻金型入院一時金給付保険(2015)
ペットネーム	医療ベスト・ゴールド

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、保険設計書や申込書にてご確認ください。

保険商品の特長

- 病気やケガによる入院時に必要となる費用を一時金でご準備いただける保険です。
- 保険期間は、終身タイプ(一生涯を保障)と有期タイプ(一定期間を保障)の2種類より選べます。
- 短期払(※)で、保険料払込期間満了後に解約した場合は解約返戻金、死亡した場合は死亡給付金があります。
- 各種特約や特則を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

[しくみ図] 終身タイプ 全期払(※)の場合



(※)「短期払」とは保険料払込期間が保険期間より短いもの、「全期払」は保険期間と保険料払込期間が同じものをいいます。

- この資料において記載している『7大生活習慣病』とは、右記のとおりです。詳細については、[『ご契約のしおり・約款 別表22 \(7大生活習慣病\)』](#)をご確認ください。
- この保険では、主契約や各種特約・特則において保障の対象となる疾病が異なりますので、この資料においては、それぞれ次の3つの用語で区分のうえ、表示しています。
 - **悪性新生物:**『ご契約のしおり・約款 別表18 (対象となる悪性新生物)』に定めるもの
 - **上皮内新生物:**『ご契約のしおり・約款 別表21 (対象となる上皮内新生物)』に定めるもの
 - **がん:**上記「悪性新生物」と「上皮内新生物」を合わせたもの



2 主契約の保障内容について

詳細は『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

保障内容

お支払いする 給付金等	支払事由	支払額	支払限度	受取人
入院一時金	A 疾病入院 一時金	責任開始期以後に発病した <u>疾病の治療を直接の目的として入院をしたとき</u> 【入院1回につき、入院日数が2日以上の場合】 入院一時金額 【入院1回につき、入院日数が1日の場合】 入院一時金額×50%	通算:50回	被保険者
	B 災害入院 一時金	責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故(※)による <u>傷害の治療を直接の目的として入院をしたとき</u> 【入院1回につき、入院日数が2日以上の場合】 入院一時金額 【入院1回につき、入院日数が1日の場合】 入院一時金額×50%	通算:50回	
死亡給付金	保険料払込期間満了後に <u>死亡したとき</u>	入院一時金額と同額	—	死亡給付金受取人

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。

(※) 所定の不慮の事故については、『ご契約のしおり・約款 別表1 (対象となる不慮の事故)』をご確認ください。

給付金等のお支払いについての留意事項

入院一時金	<ul style="list-style-type: none"> ● 7大生活習慣病の治療を直接の目的とする入院により疾病入院一時金をお支払いする場合、その入院は疾病入院一時金の1回の入院および通算の支払限度の回数に含めず、お支払い可能な回数は無制限となります。 ● 支払事由に該当する入院を2回以上された場合でも、その入院の直接の原因となった疾病(災害の場合は所定の不慮の事故)が同一かまたは医学上重要な関係のある疾病であると当社が認めたときで、疾病入院一時金(災害の場合は災害入院一時金)が支払われることとなった最終の入院を開始した日(災害の場合はその事故の日)から起算して180日以内に次の入院を開始された場合は、1回の入院とみなします。
死亡給付金	<p>お取扱いは以下のとおりです。</p> <p>全期払 保険期間を通じて死亡給付金はありません。</p> <p>保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。</p> <p>短期払 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の入院一時金額と同額の死亡給付金をお支払いします。</p>



被保険者が死亡したときには、ご契約は消滅します。

保険料払込みの免除(主契約)

以下の事由に該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約・特則の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由	責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に所定の高度障害状態(※)に該当したとき
	責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態(※)に該当したとき

保険料払込みの免除には所定の免責事由があります。

(※) 所定の高度障害状態については『ご契約のしおり・約款 別表2 (対象となる高度障害状態)』、所定の身体障害の状態については『ご契約のしおり・約款 別表3 (対象となる身体障害の状態)』をご確認ください。

3 付加できる特約・特則について

主契約には、以下の特約・特則を付加することができます。ただし、ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。

各特約・特則についての詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご確認ください。

特約・特則名	お支払いする給付金等	支払事由	支払額	支払限度	
入院保障特約 (2015)	疾病入院給付金	責任開始期以後に発病した <u>疾病的治療を直接の目的として入院をした</u> とき	【入院1回につき】 入院給付金日額×入院日数	1回の入院：60日 通算：1,095日	
	災害入院給付金	責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による <u>傷害の治療を直接の目的として入院をした</u> とき	【入院1回につき】 入院給付金日額×入院日数	1回の入院：60日 通算：1,095日	
7大生活習慣病無制限特則	—	7大生活習慣病の治療を直接の目的とする入院により疾病入院給付金をお支払いする場合、その入院日数は疾病入院給付金の1回の入院および通算の支払限度の日数に含めず、お支払い可能な日数は無制限となります。			
手術総合保障特約 (2015)	手術給付金	責任開始期以後に生じた <u>疾病、所定の不慮の事故による傷害または所定の不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、所定の手術を受けた</u> とき	【入院中の手術1回につき】 手術給付金額 【入院中以外の手術1回につき】 手術給付金額×25%	通算限度なし	
	放射線治療給付金	責任開始期以後に生じた <u>疾病、所定の不慮の事故による傷害または所定の不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、所定の放射線治療を受けた</u> とき	【放射線治療1回につき】 手術給付金額×25%	通算限度なし (60日に1回)	
	骨髄給付金	次のいずれかの手術を受けたとき ● 責任開始期以後に生じた <u>疾病、所定の不慮の事故による傷害または所定の不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因として所定の骨髄移植術を受けた</u> とき ● 責任開始日から起算して1年経過した日以後に <u>骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた</u> とき	【手術1回につき】 手術給付金額×25%	通算限度なし	
特定疾病一時金特約 (2015)	悪性新生物一時金	次のいずれかに該当したとき ● がん責任開始期以後に初めて <u>悪性新生物と診断確定された</u> とき ● 前回の悪性新生物一時金の支払事由が生じた日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、がん責任開始期以後に診断確定された <u>悪性新生物の治療を直接の目的として入院を開始した</u> ときまたは <u>通院をした</u> とき	特定疾病一時金額	通算限度なし (2年に1回)	
	心疾患一時金	責任開始期以後に発病した <u>心疾患の治療を直接の目的として、所定の手術を受けた</u> とき、または <u>継続して15日以上の入院をした</u> とき	特定疾病一時金額	通算限度なし (2年に1回)	
	脳血管疾患一時金	責任開始期以後に発病した <u>脳血管疾患の治療を直接の目的として、所定の手術を受けた</u> とき、または <u>継続して15日以上の入院をした</u> とき	特定疾病一時金額	通算限度なし (2年に1回)	
	上皮内新生物一時金	がん責任開始期以後に <u>上皮内新生物と診断確定された</u> とき	特定疾病一時金額×50%	通算限度なし (2年に1回)	

医療ベスト・ゴールド

特約・特則名	お支払いする給付金等	支払事由	支払額	支払限度
継続入院一時金特約(2015)	疾病継続入院一時金	責任開始期以後に発病した <u>疾病の治療を直接の目的として30日以上継続して入院をしたとき</u>	【入院1回につき、入院日数が30日を経過するごとに】継続入院一時金額	1回の入院：2回 通算：50回
	災害継続入院一時金	責任開始期以後に生じた <u>所定の不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として30日以上継続して入院をしたとき</u>	【入院1回につき、入院日数が30日を経過するごとに】継続入院一時金額	1回の入院：2回 通算：50回
指定難病一時金特約(2015)	指定難病一時金	責任開始期以後に <u>指定難病を発病し、所定の支給認定を受けたとき</u>	指定難病一時金額	1回
先進医療特約(2015)	先進医療給付金	責任開始期以後に生じた疾病、所定の不慮の事故による傷害または所定の不慮の事故以外の外因による傷害のいずれかを直接の原因として <u>先進医療による療養を受けたとき</u>	先進医療による療養に係わる技術料と同額	通算：2,000万円
	先進医療一時金	<u>先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき</u>	先進医療給付金×10%相当額	—
無事故給付金特則	無事故給付金	5年ごとの対象期間満了時に生存され、かつ、対象期間中に <u>入院一時金(疾病入院一時金・災害入院一時金)をお支払いしなかったとき</u>	無事故給付金額	—

特約名	お取扱内容
3大疾病保険料払込免除特約(2015)	次のいずれかに該当したときに、以後の <u>保険料のお払込みが免除</u> されます。 ●悪性新生物責任開始期以後に、悪性新生物責任開始期前を含めて初めて <u>悪性新生物と診断確定されたとき</u> ●責任開始期以後に発病した <u>心疾患の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき</u> 、または <u>継続して15日以上の入院をしたとき</u> ●責任開始期以後に発病した <u>脳血管疾患の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき</u> 、または <u>継続して15日以上の入院をしたとき</u>
指定代理請求人特約	給付金等の受取人(※)である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、被保険者に代わり、 <u>指定代理請求人が請求</u> を行うことができます。

(※) 保険料払込みの免除の場合はご契約者

- 「指定難病一時金特約(2015)」について、指定難病一時金が支払われた場合、この特約は消滅します。
- 主契約の入院一時金額が10万円未満の場合、「無事故給付金特則」は付加できません。
- ご契約者が法人の場合、「指定難病一時金特約(2015)」および「無事故給付金特則」は付加できません。
- 主契約が有期タイプの場合、「3大疾病保険料払込免除特約(2015)」は付加できません。
- 「7大生活習慣病無制限特則」、「無事故給付金特則」、「3大疾病保険料払込免除特約(2015)」を中途付加することはできません。ただし、「7大生活習慣病無制限特則」は、「入院保障特約(2015)」と同時に中途付加する場合に限り、中途付加することができます。
- ご契約時に「3大疾病保険料払込免除特約(2015)」を付加している場合、「入院保障特約(2015)」(「7大生活習慣病無制限特則」を含みます。)、「手術総合保障特約(2015)」、「特定疾病一時金特約(2015)」、「継続入院一時金特約(2015)」、「指定難病一時金特約(2015)」、「先進医療特約(2015)」を中途付加することはできません。



■がん責任開始期

「特定疾病一時金特約(2015)」において、この特約の責任開始日から起算して91日目を「がん責任開始期」といいます。この特約のがんに関する保障は、がん責任開始期から開始します。

■悪性新生物責任開始期

「3大疾病保険料払込免除特約(2015)」において、この特約の責任開始日から起算して91日目を「悪性新生物責任開始期」といいます。この特約の悪性新生物に関する保障は、悪性新生物責任開始期から開始します。



給付金等のお支払いについての留意事項

入院保障特約 (2015)	支払事由に該当する入院を2回以上された場合でも、その入院の直接の原因となった疾病(災害の場合は所定の不慮の事故)が同一かまたは医学上重要な関係のある疾病であると当社が認めたときで、疾病入院給付金(災害の場合は災害入院給付金)が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日(災害の場合はその事故の日)から起算して180日以内に次の入院を開始された場合は、1回の入院とみなします。
手術総合保障 特約(2015)	<p>■手術給付金のお支払いの対象となる「所定の手術」とは、以下のいずれかに該当する手術のことをいいます。(一部対象にならない診療行為があります。詳細は『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ●先進医療に該当する診療行為 <p>■放射線治療給付金の対象となる「放射線治療」とは、以下のいずれかに該当する治療のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(血液照射は除きます。) ●先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 <p>■骨髄給付金の対象となる「骨髄移植術」とは、医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術のことをいいます。また、「末梢血幹細胞移植」および「臍帯血幹細胞移植」を含みます。</p>
特定疾病一時金 特約(2015)	<p>■がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。(注) (注)他の所見による診断確定とは、細胞診検査による所見、臨床検査(血液、X線、CT、MRI、超音波、内視鏡等の検査)による所見(身体検査による理学所見を除きます)、手術所見の全部またはいずれかによる診断確定を指します。これらの所見による診断確定を認める場合とは、「悪性新生物の全身転移等の末期症状で手術をしない場合」や「脳腫瘍等で手術をしない場合」等、病理組織学的所見が不能である場合となります。よって、一般的に病理組織学的検査を実施することが可能な状態であるにもかかわらず、治療方針の選択等、被保険者の事情や都合により検査・手術を延期・拒否し、病理組織学的検査ができない場合や手術の予定がある場合には、その他の所見による診断確定は認められません。</p> <p>■前回の悪性新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日に、悪性新生物の治療を直接の目的とした入院を継続している場合、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物一時金をお支払いします。</p> <p>■前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年以内に上皮内新生物一時金の支払事由に新たに該当し、その後に次のいずれかに該当した場合、上皮内新生物一時金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした入院を継続しているとき ●前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした入院を開始したとき ●前回の上皮内新生物一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした通院をしたとき <p>■対象となる心疾患または脳血管疾患については、『ご契約のしおり・約款 別表23 (対象となる心疾患、脳血管疾患)』、心疾患一時金および脳血管疾患一時金の支払対象となる所定の手術については、『ご契約のしおり・約款 別表24 (対象となる手術)』をご確認ください。</p> <p>■前回の心疾患一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日に、心疾患の治療を直接の目的とした入院を15日以上継続している場合、その日にその入院日数が継続して15日に達したものとみなして心疾患一時金をお支払いします。</p> <p>■前回の脳血管疾患一時金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日に、脳血管疾患の治療を直接の目的とした入院を15日以上継続している場合、その日にその入院日数が継続して15日に達したものとみなして脳血管疾患一時金をお支払いします。</p>
継続入院一時金 特約(2015)	<p>■入院日数が30日を経過するごとに、その日時点において7大生活習慣病の治療を直接の目的として入院していた場合、その入院に対する疾病継続入院一時金の支払いについては疾病継続入院一時金の1回の入院および通算の支払限度には含めず、支払回数無制限で疾病継続入院一時金をお支払いします。</p> <p>■支払事由に該当する入院を2回以上された場合でも、その入院の直接の原因となった疾病(災害の場合は所定の不慮の事故)が同一かまたは医学上重要な関係のある疾病であると当社が認めたときで、疾病継続入院一時金(災害の場合は災害継続入院一時金)が支払われることとなった最終の入院を開始した日(災害の場合はその事故の日)から起算して180日以内に次の入院を開始された場合は、1回の入院とみなします。</p>

指定難病一時金特約(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ■「指定難病」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する疾病をいいます。 ■ 指定難病一時金のお支払いには、上記に規定する法律に定める医療受給者証の交付を受ける必要があります。
先進医療特約(2015)	対象となる先進医療については、 『ご契約のしおり・約款 先進医療特約条項(2015)第4条 備考*4』 をご確認ください。
3大疾病保険料払込み免除特約(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料のお払込みが免除される場合には、主契約およびその他の付加されている特約・特則の保険料のお払込みも免除されます。 ■ 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。(注) (注)他の所見による診断確定とは、細胞診検査による所見、臨床検査(血液、X線、CT、MRI、超音波、内視鏡等の検査)による所見(身体検査による理学所見を除きます)、手術所見の全部またはいずれかによる診断確定を指します。これらの所見による診断確定を認める場合とは、「悪性新生物の全身転移等の末期症状で手術をしない場合」や「脳腫瘍等で手術をしない場合」等、病理組織学的所見が不能である場合となります。よって、一般的に病理組織学的検査を実施することが可能な状態であるにもかかわらず、治療方針の選択等、被保険者の事情や都合により検査・手術を延期・拒否し、病理組織学的検査ができない場合や手術の予定がある場合には、その他の所見による診断確定は認められません。 ■ 対象となる心疾患または脳血管疾患については、『ご契約のしおり・約款 別表23 (対象となる心疾患、脳血管疾患)』、保険料払込みの免除の対象となる所定の手術については、『ご契約のしおり・約款 別表24 (対象となる手術)』をご確認ください。

4 契約者配当金について

この保険には、契約者配当金はありません。

5 解約返戻金について

■ 主契約の解約返戻金のお取扱いは以下のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	保険料払込期間中の解約 : 解約返戻金はありません。 保険料払込期間満了後の解約 : 保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、 主契約の入院一時金額と同額の解約返戻金をお支払いします。

■ 特約・特則については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6 保険契約の更新について

更新の対象となる主契約のタイプと特約・特則は、以下の通りです。

主契約のタイプ	有期タイプ
特約・特則	入院保障特約(2015)(*)、手術総合保障特約(2015)、特定疾病一時金特約(2015)、 継続入院一時金特約(2015)、指定難病一時金特約(2015)、先進医療特約(2015)、無事故給付金特則

- 主契約は、保険期間が満了する月の前月の末日までに、継続しない旨のお申出がないとき、所定の範囲内で更新されます。
 - 上記の特約・特則を付加している場合で、主契約の保険料払込期間中に特約・特則の保険期間が満了するとき、特約・特則の保険期間が満了する月の前月の末日までに、継続しない旨のお申出がない限り、所定の範囲内で自動的に更新されます。
- (*)「7大生活習慣病無制限特則」が付加されている場合は、同一の保障内容での更新となります。



- 更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
- 保険期間は更新前の保険期間と同一とします。
- 「無事故給付金特則」は、保険料のお払込みが免除となった場合には、更新のお取扱いをいたしません。

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度について

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

- 申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)は「ご契約の申込日」または「重要事項説明書(注意喚起情報)を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して14日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)ができます。
- 「お申込みの撤回等の書面」の発信時に給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、「お申込みの撤回等の書面」の発信時に、申込者等が給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- お申込みの撤回等があった場合には、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人を契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

お申出方法

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により総合サービスセンター宛にご送付ください。なお、保険証券がお手元に到着している場合には、「お申込みの撤回等の書面」とともに保険証券を同封して封書にてご送付ください。

●「お申込みの撤回等の書面」の記入事項

- ・お申込みの撤回等をする旨の文言
- ・証券番号
- ・保険種類
- ・申込者等の氏名(自署)
- ・住所、電話番号
- ・送金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)

●「お申込みの撤回等の書面」の送付先

〒530-8573 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
FWD生命保険株式会社 総合サービスセンター

2 健康状態や職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、お身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。



告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。
生命保険募集人(代理店)に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

傷病歴等がある方への引受対応について

- ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っており、ご契約のお引受けをお断りすることがあります、「保険料の割増」「特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けすることもあります。
- 傷病歴のある方への引受範囲を拡大した商品として「ゴールドメディ・ワイド(引受基準緩和型終身医療保険(10))」も販売しています。

告知が事実と相違する場合

■故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。

●責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することができます。

●ご契約や特約を解除した場合には、給付金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。

●ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することができます。

■上記以外にも、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日から2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3 保障の責任開始期について

■責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

ご契約の引受けを当社が承諾した場合、責任開始期は以下のようになります。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下、同じ。)を当社が受け取った時 ^(*) 」または「告知の時」のいずれか遅い時
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時

(*)第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性等を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

■生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等をお支払いすることができません。また、保険料のお払込みを免除できません。

支払事由に該当しない場合

例:責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故の場合(約款に定めがある場合を除きます。)

免責事由に該当した場合

例:被保険者の故意または重大な過失によるとき、被保険者の犯罪行為によるとき

がん責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

■特定疾病一時金特約(2015)を付加している場合、被保険者ががん責任開始期^(※1)の前日までにがん(悪性新生物または上皮内新生物)と診断確定されたために一時金が支払われないとき、その診断確定の日から起算して6か月以内にご契約者からお申出があった場合は、この特約は無効となります。

■6か月以内にお申出がないときは、この特約を継続します。この場合、その後、新たにがん(悪性新生物または上皮内新生物)と診断確定されても、一時金はお支払いできません。

(※1)特定疾病一時金特約(2015)において、この特約の責任開始日から起算して91日目を「がん責任開始期」といいます。

悪性新生物責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効の場合

- 3大疾病保険料払込免除特約(2015)を付加している場合、被保険者が悪性新生物責任開始期^(※2)の前日までに悪性新生物と診断確定されたために保険料のお払込みが免除されないとき、その診断確定の日から起算して6か月以内にご契約者からお申出があった場合は、この特約は無効となります。
- 6か月以内にお申出がないときは、この特約を継続します。この場合、その後、新たに悪性新生物と診断確定されても、保険料のお払込みを免除できません。

(※2)3大疾病保険料払込免除特約(2015)において、この特約の責任開始日から起算して91日目を「悪性新生物責任開始期」といいます。

告知義務違反による解除の場合

重大事由による解除の場合

給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

保険料のお払込みがないことによる失効の場合

保険契約について詐欺による取消しの場合

給付金等の不法取得目的による無効の場合

5 ご契約内容等の確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

6 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

- 第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれない場合、ご契約は失効します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加する場合、第1回保険料の払込みの猶予期間は、払込期間満了の日の属する月の翌月1日から翌々月末日までとなります。猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合、ご契約は無効となります。

7 効力を失ったご契約の復活について

- 効力を失ったご契約でも、失効日から1年以内であれば復活を申し込むことができます。
- この場合、次のとおり取り扱います。
 - 改めて告知または診査をしていただきます(健康状態等によってはご契約の復活ができないこともあります)。
 - 失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。
 - ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

8 ご契約の解約と解約返戻金

- 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。

9 現在のご契約を解約・減額等して、新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下、同じ。)して新たなご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となることがあります。

■現在のご契約についての留意事項

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。

■新たなご契約についての留意事項

- 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- 新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結または復活に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消となることがあります。
- 新たなご契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、約款に特に定めがあるときを除いて、給付金等のお支払いまたは保険料払込みの免除ができません。
- 新たなご契約に特定疾病一時金特約(2015)が付加されている場合、新たなご契約の責任開始日から起算して90日以内にがん(悪性新生物または上皮内新生物)と診断確定されても、悪性新生物一時金または上皮内新生物一時金のお支払いができません。
- 新たなご契約に3大疾病保険料払込免除特約(2015)が付加されている場合、新たなご契約の責任開始日から起算して90日以内に悪性新生物と診断確定されても、主契約および特約・特則の保険料の払込みを免除しません。

10 給付金額等が削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。



11 給付金等のご請求について

- 給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社(募集人、最寄りの営業部門または当社の総合サービスセンター)にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- 代理請求について
 - 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
 - ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。
- ご住所等を変更された場合

当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

12 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- 公的医療保険制度および難病の患者に対する医療等に関する法律の法令の改正があった場合で、特に必要と認めたときは、当社は主務官庁の認可を得て、将来に向かって所定の特約の給付金の支払事由を適した内容に変更することができます。
- この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

13 ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 総合サービスセンター



0120-211-901 (通話料無料)



月~金(祝日・年末年始を除く)
9:00~18:00

- この商品に係わる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

(ご参考)「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」はご契約にともなう大切なことからを記載したもので、ご契約者に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ず内容をご確認ください。

「WEBしおり・約款」のご案内

■当社ホームページでは、いつでも「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードできる「WEBしおり・約款」をご用意しています。

「ご契約のしおり・約款」の閲覧・ダウンロード方法

1. インターネットで当社ホームページ内の「WEBしおり・約款」へアクセス

■検索サイトから

FWD生命 約款



■URLまたは二次元コードから

<http://article.fwdlife.co.jp/yakkan/top.php>



2. 「ご契約のしおり・約款」の検索コードを入力し、「検索」ボタンをクリック

保険種類	医療ベスト・ゴールド
ご契約のしおり・約款 検索コード	039-20211102

※同一の保険種類が複数の検索コードを有することがあります。

3. 「保険種類」「契約日」をご確認のうえ、「PDFファイルを開く」ボタンをクリック

4. 「ご契約のしおり・約款」のPDFファイルを閲覧・ダウンロード

※「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客様のご負担となります。

■ご契約のお申込み後に紙冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、郵送でお送りいたしますので、当社ホームページよりご請求または総合サービスセンターまでお申出ください。



0120-211-901
(通話料無料)



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00



fwdlife.co.jp



当社委託の生命保険募集人がお客様から現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。
また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。

引受保険会社

募集代理店

FWD生命保険株式会社

ホームページ fwdlife.co.jp

総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)

受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00